

1 平成 27 年度の児童相談所状況について

<全体状況>

児童相談所は児童福祉法第 12 条に基づき設置され、子どもの福祉に関する業務を行う専門的な機関として、県所管内に 5 か所設置されています。

表 1 は、県所管の児童人口（18 才未満）の 3 年間の推移と資料編の『相談受付件数』（テレホン相談を除く。以下は『相談受付件数』の内数となります）『養護相談件数』（養護相談全体から虐待相談件数を除いた数）、『虐待相談件数』、『障害相談件数』、『非行相談件数』、『育成相談件数』の比較と推移です（その他と保健相談を除く）。

（表 1）

年度	所管児童人口	相談受付数	養護相談数	虐待相談数	障害相談数	非行相談数	育成相談数
25	443,524	7,784	635	2,484	3,667	194	593
26	440,715	8,328	569	2,707	3,968	224	648
27	436,669	8,442	613	3,135	3,627	152	662

（※平成 27 年 1 月 1 日 神奈川県年齢別人口調査より）

所管児童人口の減少は継続しています。また、『相談受付数』の増加傾向も継続しています。平成 27 年度は『養護相談数』と『虐待相談数』を足した相談数（3,748 件）が『障害相談数』の（3,627 件）を初めて上回りました。これは、虐待相談の増加と障害相談のうち特別児童扶養手当認定診断書作成を実施しなくなったことが影響しています（平成 26 年度中に受理した診断書作成は実施しています）。

<一時保護人数と保護日数>

表 2 は、過去 5 年間の一時保護の人数です。「その他」に分類されるのは、施設や里親に一時保護委託された人数です。表 3 は、一時保護所での保護日数の平均の推移です。虐待ケースと保護児童全体を比較しているものです。神奈川県では平成 26 年度に平塚児童相談所を新設し一時保護所も併設し開所しました。平塚児童相談所の一時保護所はゼロからのスタートだったため、統計的に平成 26 年度は参考になりにくい数字になっています。また、平成 23 年から 25 年度までは県北地域児童相談所の一時保護所には相模原市の保護児が含まれていることも、平成 26 年度からの保護所保護人数の減少に影響しています。

（表 2） 保護人数 (人)

年度	保護所	その他	合計
23	692	220	912
24	714	265	972
25	777	244	1,021
26	672	225	897
27	720	364	1,084

（表 3） 平均保護日数 (日)

年度	虐待	全体
23	36.3	33.8
24	34.2	32.1
25	33.0	31.0
26	22.4	22.4
27	27.9	26.5

表 2 からわかるように、一時保護所での保護人数は年度によって増減していますが、その他の場所での保護が増加し、全体では（平成 26 年度を除けば）増加傾向を示しています。

しかし、表 3 から分かるように、平均保護日数は虐待ケースでも保護児童全体でも減少してきています。ここでは示していませんが、2 ヶ月を超える一時保護が減少してきており、一時保護の長期化を避ける日々の努力が平均保護日数の減少に影響していると思われます。